

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例
○福島県条例等の一部を改正する条例

条 例

福島県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十九号

福島県条例等の一部を改正する条例

（福島県条例の一部改正）

第一条 福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四を次のように改める。

第二十三条の四 削除

第三十九条の七第一項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の一・二二」に改め、同号イ中「百分の〇・三三」を「百分の〇・五」に改め、同号ウの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の一・二二」に改め、同号イ中「百分の〇・三三」を「百分の〇・五」に改め、同号ウ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第五条の五中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

附則第七条の四の三の次に次の一条を加える。

（法人の県民税の特定寄附金税額控除）

第七条の四の四 法人税法第二百一十一条第一項（同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法

律（平成二十八年法律第 号。以下この条及び附則第八条の二の三において「平成二十八年地域再生法改正法」という。）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専断的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）の法第五十二条第一項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第五十七条第一項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる法人税割額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の百分の五に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額（当該法人税割額のうちに法人税法第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の県民税の法人税割額とする。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第五十三条第一項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した施行規則に規定する書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として施行規則に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法第五十三条第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項の規定による法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）、同法第七十四条第一項の規定による法人税の申告書、同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税の申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる

事項を記載したものに限る。)又は同法第百四十四条の六第一項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。)に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 連結親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この条において同じ。)又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)が、平成二十八年地域再生法改正法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合に、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。)の法第五十三条第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき国民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第五十七条第一項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額(法第二十三条第一項第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。)の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の百分の五に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十七項(同条第二十八項(同条第二十九項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額の百分の二十に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。
一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
三 清算中の連結子法人

5 第三項の規定は、法第五十三条第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書に、第三項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した施行規則に規定する書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として施行規則に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法第五十三条第四項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

6 前各項の規定の適用については、法附則第八条の二の第十四項に規定するところによる。
附則第八条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」

に改める。

附則第八条の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・二」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

附則第八条の二の次に次の一条を加える。
(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第八条の三 法人税法第百二十一條第一項(同法第百四十六條第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人又は同法第百二十一條第一項の承認を受けていない法人で同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当するものが、平成二十八年地域再生法改正法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体(以下この項において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体が作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)に係る法第七十二条の二十五、法第七十二条の二十六第一項ただし書、法第七十二条の二十八又は法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)(の合計額(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第七十二条の四十八第二項に規定する事業税額の課税標準の分割基準により按分して計算した金額)の百分の十に相当する金額(以下この項において「控除額」という。))を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の法第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により計算した事業税額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第七十二条の二十五、法第七十二条の二十六第一項ただし書若しくは法第七十二条の二十八の規定による申告書、法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した施行規則に規定する書類並びに当

該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として施行規則に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法第七十二条の二十五、法第七十二条の二十六第一項ただし書又は法第七十二条の二十八の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 前二項の規定の適用については、法附則第九条の二の二第四項に規定するところによる。

附則第八条の九第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第四十条の十三第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則第九条第三項を削り、同条第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

8 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十三年法律第五十四号）第二条第一項第四号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十二項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則に規定するものの用に供する不動産で施行令に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十条の二の四第二項第二号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第三項第二号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百

五を乗じて得た数値以上であること。
 附則第十条の二の四第四項第二号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十条の二の七第一項中「にあつては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十条の四第一項中「。次項において同じ」を削り、「次項及び第三項第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項第二号中「平成二十二年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものであつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則に規定するものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの

使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費効率等（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第五号の表第六十一条第一項第五号ウの項、第六十一条第一項第五号エ(3)の項及び第六十一条第一項第五号オの項中「附則第十条の四第五項」を「附則第十条の四第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第三項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

イ 第六十一条第一項第一号										ア 第六十一条第一項第一号									
十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万五千円	二万五千円	一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	五千円	四千五百円	四千円

イ 第六十一条第一項第二号										ア 第六十一条第一項第二号									
七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七千円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	三千五百円
四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	三千五百円

ウ(1) 第六十一条第一項第二号

イ 第六十一条第一項第三号	ア(2) 第六十一条第一項第三号										ア(1) 第六十一条第一項第三号			ウ(2) 第六十一条第一項第二号			
	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	一万七千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二千円
二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万五千五百円	九千円	六千円	七千五百円	一万五百円	五千五百円

ウ 第六十一条第一項第五号	イ 第六十一条第一項第五号										ア 第六十一条第一項第五号		第六十一条第一項第四号					
	八万八千八百円	七万四百円	六万二千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八千円	三万六千円	三万六千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	六千五百円	一万二千円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円
附則第十条の四第三項の規定により読み替えられ	四万四千五百円	三万五千五百円	三万千円	二万七千円	二万三千五百円	二万五百円	一万八千円	一万六千円	一万四千円	一万二千円	三千五百円	六千円	三千円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円

第六十一条第一項第五号 エ(1)	第九千円	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第四号
	一万八千五百円	四千五百円
	二万九千五百円	九千五百円
	三万八千九百円	一万九千八百円
第六十一条第一項第五号 エ(2)	一万五千五百円	六千円
	二万五千五百円	一万三千円
	四万五百円	二万五百円
	五万三千百円	二万六千九百円
第六十一条第一項第五号 エ(3)	第一号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第一号
	第二号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第二号
	第三号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第三号
	第四号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第四号

第六十一条第二項第二号	三千七百円	規定により読み替えられた第四号
	四千七百円	千八百円
	六千三百円	二千三百円
	五千二百円	二千六百円
第六十一条第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千元

附則第十条の四第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。
 附則第十条の九第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。
 二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八年 年度分

第二条 福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正
 (福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)
 附則第三条第三項中「同項」を「同条第一項」に改め、同条第四項中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十二号)第三条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項」に改める。
第三条 福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正
 (福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 附則第一条第三号中「第六項及び第七項」を「第二項及び第三項」に改める。

第二条 福島県税条例第三十九条の七の改正規定を削る。
 第二条のうち福島県税条例第三十九条の十七の次に一条を加える改正規定中「規定に基づき」の下に「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。を)をした場合(事業を行う個人が租税条約の規定に基づき)を、は、当該申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の第三十二項第一号」の下に「(同法第四十一条の十九の五第十項において準用する場合を含む。を)を加える。
 第二条中福島県税条例附則第八条の二の改正規定を削る。
 附則第一条第三号中「第六項及び第七項」を「第二項及び第三項」に改める。

附則第四条中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項を第三項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中福島県条例附則第七条の四の三の次に一条を加える改正規定及び同条例附則第八条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条第三項及び第三条第六項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に支払を受ける第一条の規定による改正前の福島県条例（以下「旧条例」という。）第二十三条の四に規定する利子等については、なお従前の例による。

3 新条例附則第七条の四の四の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第八条の二の規定により読み替えられた新条例第三十九条の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第一項第一号アに規定する税率によつて定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十九条の四第二項第一号イに規定する資本金等の額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第一項第一号イに規定する税率によつて定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九条の四第一項第一号ウに規定する所得を新条例第三十九条の七第一項第一号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる旧条例附則第八条の二の規定により読み替えられた旧条例第三十九条の七第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によつて定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じ

てこれを四十億円を除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

4 新条例第三十九条第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第八条の二の規定により読み替えられた新条例第三十九条の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の新たな新条例第三十九条の四第一号アに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第三項第一号アに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新たな新条例第三十九条の四第一号イに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第三項第一号イに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新たな新条例第三十九条の四第一号ウに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第八条の二の規定により読み替えられた旧条例第三十九条の七第三項第一号ウに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十

億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍の相当する額を乗じてこれを四十億円を除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

6 新条例附則第八条の二の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。

（税 務 課）